

東京たま広域資源循環組合格約の一部を変更する規約

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年8月30日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東京たま広域資源循環組合格約の一部を変更する規約

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項及び第290条の規定に基づき、東京たま広域資源循環組合格約（昭和55年11月1日東京都知事許可）の一部を別紙のとおり変更することに議決を得たい。

説明 事務所の位置を変更するため、本案を提出するものであります。

東京たま広域資源循環組合規約の一部を変更する規約

東京たま広域資源循環組合規約（昭和55年11月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第4条中「東京都府中市新町二丁目77番地の1東京自治会館内」を「東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

東京たま広域資源循環組合規約の一部を
変更する規約

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 規 約

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地に置く。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

旧 規 約

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、東京都府中市新町二丁目77番地の1東京自治会館内に置く。